

令和4年第1回防府市議会定例会会議録（その6）

○令和4年3月9日（水曜日）

○議事日程

令和4年3月9日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	田 中 健 次 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 祐 太 郎 君
5 番	松 村 学 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	森 重 豊 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	牛 見 航 君	10 番	梅 本 洋 平 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	村 木 正 弘 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	和 田 敏 明 君
15 番	宇 多 村 史 朗 君	16 番	藤 村 こ ず え 君
17 番	曾 我 好 則 君	18 番	青 木 明 夫 君
19 番	橋 本 龍 太 郎 君	20 番	河 杉 憲 二 君
21 番	安 村 政 治 君	22 番	田 中 敏 靖 君
23 番	今 津 誠 一 君	24 番	清 水 力 志 君
25 番	上 田 和 夫 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	副	市	長	森重	豊	君																		
教	育	長	江山	稔	君	代	表	監	査	委	員	末	吉	正	幸	君												
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内	政	昭	君	総	務	部	長	熊	野	博	之	君						
人	事	課	長	松	村	訓	規	君	総	合	政	策	部	長	石	丸	泰	三	君									
地	域	交	流	部	長	能	野	英	人	君	生	活	環	境	部	長	入	江	裕	司	君							
健	康	福	祉	部	長	藤	井	隆	君	産	業	振	興	部	長	白	井	智	浩	君								
土	木	都	市	建	設	部	長	石	光	徹	君	入	札	検	査	室	長	山	根	淳	子	君						
会	計	管	理	者	寺	畑	俊	孝	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	國	本	勝	也	君					
監	査	委	員	事	務	局	長	田	中	洋	子	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	森	田	俊	治	君
消	防	長	米	本	静	雄	君	教	育	部	長	杉	江	純	一	君												

○事務局職員出席者

議会事務局長 藤井一郎君 議会事務局次長 廣中敬子君

午前10時 開議

○議長（上田 和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（上田 和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、山田議員、4番、吉村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（上田 和夫君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、7番、森重議員。

〔7番 森重 豊君 登壇〕

○7番（森重 豊君） おはようございます。「無所属の会」の小野地区選出の森重豊でございます。年は取っておりますが、いつまでも新人ですのでよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染対策等の実施の中、執行部におかれましては多忙な時期ではありますが、私からは遠慮しながら1件のみの質問とさせていただきます。

初めに、昨年から始まった奈美ほ場整備工事につきましては、令和2年度補正分がおかげをもちまして工事は完了し、第1回目の1次利用に向かい、令和3年度当初分も早期完

了に向かって、工事が進められております。

また、小野公民館についても十分な駐車場に立派な建物工事もおおむね完了の予定で、小野にとっては大変うれしい状況と感謝しております。併せて今年より真尾に「里のえきふれあいステーション真尾」がオープンしました。田舎のにぎわいを深めていきます。小野においでの際はお立ち寄りをいただければ大変幸いです。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。私は、耕作放棄地、すなわち調査員が見て判断した荒廃農地を含めた田畑について質問をいたします。

耕作放棄地がいつ頃から発生したのか考えてみますと、いつだと具体的に思い出せません。私は父、祖母が小学校の低学年で他界しましたので、児童のときより私は重要なお手伝いさんでありました。就職等も少しとはいえ農地がありましたことから、何かにつけて家からの脱出は不可能と母、祖母、姉3人、家族5人の女性からマインドコントロールされてのしつけでした。

当然、就職後は一人前ではありませんが兼業農家のあるじとなり、JAの営農貯金も少々はごまかせるぐらいの金額を母より引き継ぎ、作業は大変でしたが、給与からの補填をすることはなく、その時点では何とか兼業農家として成り立っておりました。

今見るのが少なくなりましたが、昭和40年前後では、山田――苗字ではありません、山の裾野から中腹ぐらいまでの田や畑には稲作等が作付されておりました。兼業農家でもまだまだできるよき時代であったのでありましょう。しかし、生産調整、減反政策が1971年頃から導入され、また、作業能率の向上や近所の真新しい農業機械を横目に見ては、収入を度外視して田植え機やトラクター、コンバインなど高額農機具の購入をすることとなると、営農貯金は貯まる貯金ではなく、引き去りのたびに納入する貯金と変わっていきました。たぶん、このときから減反された箇所を畑にし、長年畑として使用すると田に戻すことに大変な労力が必要となり、ある意味、耕作放棄地もどきになります。

また、徐々に収入以上の爆買いにより生活費への負担を生じることとなりますが、当初の頃は、御先祖様からの引き継いだ農地を放棄するなどもってのほかと許していただけません。また隣接者からは、圧力的な苦情が予想されますので、何が何でも周辺に迷惑をかけてはいけないと頑張りますが、近所のためだけに高額農機を買うことなどできるはずがありません。その頃に農業公社が誕生したと思います。これで、高額農機の購入をしなくてよいし、近所からの苦情もなくなりますので、初めの頃は都合のよい公社ができたなど喜ぶ人がたくさんいるなど他人のここのように喜んでおり、いつかは私もお世話になるものと当時は思っておりました。

しかし、農業公社に依頼できる人も大変です。依頼の程度にもよりますが1反1，

000 平米当たり年間二、三万円以上の支出となり、広い面積を所有する方は結構な金額になります。また、その支出も1年限りではなく、所有者である限り永遠に続くことで生活費の経常経費となっていくます。私の周辺はそこまで耕作放棄の農地がなかったし、あったとしても近所の農家で対応はできておりました。その時代以降になると、山に入ると耕作放棄地がたくさんあり、山かと思えば復元不可能な荒廃農地もよく目にすることとなったと思います。

私が住居の周辺の耕作放棄地を実感したのは、今から20年前、それ以上と思います。そんな状況の中で平成19年度から農地・水保全管理支払交付金により地域の手で農地、農業用水路や地域環境を守る取組の支援が始まり、平成26年度に現在の多面的機能支払交付金になりました。この制度は農家にとっては大変便利な交付金制度で、今までは水路の泥上げや農道の管理は自治会などで年1度はしており、それ以降の作業に対しては、各自の範囲を田畑の所有者や居住者等が持ち分を決めて草刈りや補修等をしておりました。

しかし、この交付金は、今まで各自で実施してきた作業に対し、みんなが共同で実施する作業や、その作業で使用する作業機械や補修資材の購入、また、その作業で発生する日当に対しても支払い可能な交付金であることから、耕作放棄地等の対応も大義名分があれば他人の田畑でも草刈り等を実施できる大変有効な制度です。

また、今までは各自がバラバラに作業していたことから、怠けていた所有者に対して不満がありましたが、共同で実施することから取り残しのない状態になり、不満は解消できたように今は感じております。

ただ、申請時に対象範囲を決めますので、その地域周辺全てが作業の対象とはなりません。特によかったことは、年間に何度となく共同で作業をすることから、話し合いの場になるのは想像ができると思います。このことがとってもよい方向に向かいました。担い手不足や今後5年、10年後の田畑の状況をみんなで話すことができ、将来の不安材料が増すことで、今後の対策をみんなで話すようになり、合意形成が少しずつできたことです。

しかし、この事業で決められた範囲での耕作放棄地を解消することは、少し難しいと今は考えております。それは、地区によって違いますが、全ての耕作放棄地の管理をすることは、面積的に現在は不可能となってきました。この交付金で所有者等に代わって田畑の管理のために草刈り作業等を実施することは、今まで自分や農業公社に頼んでいた田畑も所有者自身が管理しなくてよくなり、耕作放棄地の予備軍を作ることになるからです。

また、多面的交付金は10アール当たり5,000円前後の交付を受けられますが、草刈り機で年3回刈るとなると費用は倍以上要しますことから、現実には無理となります。現在は、市内周辺どこへ行っても耕作放棄地は確実に増えてきたと感じております。

そこで、田畑は耕作放棄地となっている状況等について3点をお尋ねいたします。

1として、現在実施している調査方法はどのようになさっているか。

2として、調査結果について教えてください。

3として、解消に向けた取組について教えてください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 和夫君） 7番、森重議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 森重議員の田畑の荒廃についての御質問でございます。

初めに、私のほうから耕作放棄地対策についての基本的な考え方をお答えさせていただきます。

日本人の食生活の多様化により国民一人当たりの米の消費量は、昭和37年、当時は110キロ超えでございましたけれども、令和3年の現在では50キロ代になっております。一方で品種改良等によりまして、10アール当たり、いわゆる反収につきましては戦後すぐの200キロ未満から現在では500キロ超えというようになっております。こうした中で、昭和40年代には米の過剰問題が発生しました。国ではこれに対応し米の需給均衡を図るため昭和44年から米の生産調整等が行われ、水稻の作付面積の調整が行われてきたところでございます。

こうした流れの中で、農業従事者の減少や高齢化などにより、全国的に耕作放棄地が増加してきたものと認識しており、地域の皆様が一体となって農地を保全していく取組が重要であると考えています。

このため、本市では国の多面的機能支払交付金制度を活用して、各地域が保全会を設立して行う共同活動や施設の長寿命化への取組を支援しており、新年度予算においても対象地域の拡充を進めることといたしております。

また、中山間地域等直接支払制度による中山間地域の共同活動の支援や農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進など、地域の農地を保全するための取組を積極的に推進しているところでございます。そして私は、何よりも農業の生産性の向上に向けたほ場整備などの基盤整備を進めるとともに、集落営農法人の設立など地域を牽引する経営体を育成し、農業の活性化に取り組むことが最も効果的な耕作放棄地対策であると考えています。

昨年8月には奈美地区において集落営農法人奈美ファームが創立され、大道地域以外で初となるほ場整備が実施されているところであり、この取組に御尽力いただきました森重議員には改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、上右田地域においてもほ場整備の事前調査が進められているところであり、こうした取組が市内の多くの地域で展開されるようしっかりと支援してまいります。

そして来年度、供用開始される山口県の農林業の知と技の拠点が本市に形成される強みを最大限に生かし、本市農業の振興に積極果敢に取り組んでまいります。

議員お尋ねの耕作放棄地の調査方法等につきましては、農業委員会事務局長のほうから答弁させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（國本 勝也君） 私からは、森重議員の田畑の荒廃についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の現在実施している耕作放棄地の調査方法についてです。

耕作放棄地とは以前農地であったもので、過去1年以上作付せず、農家等がこの数年の間に再び作付をする意思のない土地とされています。また、この耕作放棄地のうち、さらに荒廃が進み通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地については、荒廃農地と呼んでいます。

農業委員会では耕作放棄地全体についての調査は行っておりませんが、農地の有効利用の促進を目的に平成21年度から市内全域の農地を対象に荒廃農地の調査を行っており、荒廃状況や面積などについて把握に努めているところです。調査の方法は毎年8月から9月にかけて、農業委員を中心に各地の農地の現況を一筆ごとに目視により確認しております。

次に2点目の調査の結果についてです。

本市における耕作放棄地全体の面積は、農林水産省が2015年に実施した農林業センサスの調査において、459ヘクタールとなっています。このうち、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている荒廃農地については、農業委員会が毎年行っている調査では、平成30年度が184ヘクタール、令和元年度が186ヘクタール、令和2年度が190ヘクタールと、面積が毎年増加しているところです。

次に3点目の解消に向けての取組についてです。

農業委員会では、耕作放棄地対策として荒廃状況や権利関係、土地の条件といった農地の実情に応じて、きめ細かい対応を行うため、平成29年度から各地域に農地利用最適化推進委員を設置しています。農地利用最適化推進委員が中心となって、規模拡大を希望する農業者と耕作することが困難となっている農地所有者との双方の意向に沿った調整を行うことにより、人と農地のマッチングを推進しているところです。

今後は産業振興部や農地中間管理機構などとの連携をより一層強化し、耕作放棄地対策として担い手への農地の集積・集約の促進にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（上田 和夫君） 7番、森重議員。

○7番（森重 豊君） ありがとうございます。

耕作放棄の定義や、農地利用最適化推進委員の設置など、また調査方法や調査結果についてを教えてくださいましてありがとうございます。

対策については、地域を牽引する経営体の育成や担い手へ農地の集積・集約の促進にしっかりと取り組むとのことなどありました。基本的には増えてきたということが数字的に分かりました。御答弁ありがとうございます。

最近、家の周辺で時期になるとキジの親子が散歩しているところをよく目にします。猟師が少なくなったことからか、安心して耕作放棄地に巣を作っており、見た目にはのどかでよい環境とうれしくなる場面がありますが、それが大変で、その卵を目的に、蛇やタヌキ、猫など居住者にとってはうれしくない動物たちが住みつきます。昨年の秋に、耕作はしていないが管理をしている田の草刈り作業の依頼を受けましたので、上々の自走草刈り機で作業したところ、シマヘビ3匹短冊切りにし、見つけた2匹は逃がしてやりました。また、かわいいタヌキがちょこちょこっと逃げていく、これは大変和やかな気持ちになりました。隣の田は別の人が作業していたので訪ねたところ、種類は分からないが卵を潰したとのことでした。

荒廃は田畑だけではありません。家屋にしても空き家となればおおむね同様な状況になります。所有者の管理のない家はすぐに草ぼうぼうとなり、屋根があることで耕作放棄地より最悪な状況が想像されます。その中、その家屋は解体、整地され、今はやりの太陽光発電、ソーラーパネルが設置されました。特に近隣への説明はありませんでしたが、放棄地の解消には一番と、隣接の居住者も環境が改善されたと大喜びでした。所有者の方も今後は管理をしなくてよいと安堵された様子です。どこでも同じ状況と思いますが、空き家になれば管理をされる方が近所にいれば問題は少なく済みますが、居住が他県であれば管理が行き届かないことから近隣居住者は悲惨です。所有者は近所に迷惑をかけたくないとのことから、管理から手が離れることでソーラーパネルの設置に助けを求めたことは、私も理解できます。ところが二、三年後からソーラーパネルの敷地からつる性のやっかいな雑草が田に侵入してきます。田畑の放棄地は隣接で耕作しているものが、雑草など邪魔であれば勝手に草刈りをしますが、そのソーラーパネルが設置されている敷地には、危険防止等のことで、フェンスで囲いがされており、敷地内に入っただけの草刈り作業はできません。田畑の耕作地よりとっってもやっかいです。田畑以外でも放棄地が増えれば同様のこと

が想定され、放棄地を増やさないで環境に優しい耕地の利用が必要と思います。

先ほど市長の答弁にもありましたが、やはり今後の対策は、ほ場整備を進めることで当分の間は、耕作放棄地は解消されると私も認識しております。

地区では先週土曜日にほ場整備での世話人会がありまして、お集りの平均年齢が70歳以上で、67歳の私はまだまだ若輩者です。その世話人会は平成25年に地区有志13名で初会合し、その年に会を発足しました。その後人数は21人となり、自然と農地の基盤整備の話になり平成28年に地区皆さんの賛同を得てほ場整備準備会を設立しました。その理由は決して利潤を追求する目的ではありません。

1として耕作放棄地が増えてきたこと、2として高齢化により耕作者が減ってきたこと、3として担い手がないこと、4として委託先も高齢や廃農が増えてきて田の委託先が見つからないこと、5として収入に対して支出が多額であること、以上のことなどから、今の農地を現状のまま後世に引き継ぐことはとても無理と考え設立しました。現在の人数は18名です。今までに3人の方がお亡くなりになられ、健康上の都合で1人お辞めになられ、現在2人は結果だけ報告しております。今回の世話人会で2人の方が高齢で先が分からないので辞めたいとの申し出がありました。そのときにお話ししたのが21人から18人になり、その間に1名しか増えていないと。人材がないのではなく農地に関する人がいない、死ぬまで辞めることは駄目だと却下されました。

近年、他地区でもほ場整備事業の立ち上げについて話が進んでいる様子で、一応成功例として説明会や役員会などの話の依頼を受けており、昨年から数か所から受けておりましたことから、今後、各地区での話し合いが順調に進むと1年に2地区以上が同時施工になることが予想されます。どの地区も以前から同じ話が持ち上がっては消えるといったことで、隣の様子を見て成功したと感じたら皆さん手を挙げるのではないかと考えております。

防府市の場合は、大道地区が終わって奈美地区に取りかかり、そして、次は、上右田とおおむねの計画になっていると思われれます。上右田が終わった頃に2地区以上が手を挙げるのではと思います。予算の関係で2地区以上の施工は困難と分かっております。先ほど協議会の世話人会の話をいたしました。協議をしまして合意形成が整えばすぐにでも取りかかれないと協議会の世話人も営農できる農家もいなくなって法人化も難しくなるような地区が増えてきた状況です。今後も単独市費土地改良事業費が、今年5,000万円予算計上されております。ほ場整備工事により農道や水路等が新設されますことからほ場整備費の工事費の負担は増えてますが、年ごとに単市改良の予算は少なくできると考えます。

今後、国・県の予算もありますが、本市においては地区での合意ができれば、複数の地区でも同時に施工していただくよう要望して、私の質問等終わります。よろしくお願ひい

たします。

○議長（上田 和夫君） 以上で、7番、森重議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、11番、三原議員。

〔11番 三原 昭治君 登壇〕

○11番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治です。通告に従いまして、2項目について質問いたします。

まず1項目めは、子どもたちが増加している右田地域など、周辺地域への公園や遊びの広場の整備について質問いたします。

この質問はこれまでに何度も行っており、昨年12月議会の一般質問においても同じ質問事項によって正しましたが、執行部においては、現状の実態を十分把握されていない内容の答弁でありました。

つきましては、改めて実態調査をしていただくように要望いたしましたが、その結果はどうだったのかお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 三原議員の遊びの広場の整備についてお答えします。

子どもたちの遊びの実態について、各小学校に対し教育委員会を通じて確認しましたところ、右田地区も含め、家の周りの道路を身近な遊びの広場として、子どもたちが遊んでいるとの実態がありました。

学校では地域の方から道路で遊んでいるとの連絡があった際や、見回りを行った際には、道路で遊んでいる子どもたちに注意、指導をしているとのことでした。また、全ての子供たちに危険な場所で遊ばないように指導するとともに、子どもたちに渡す配付物を通じて保護者にも周知を行っているとのことでした。なお、小学校の運動場の状況におきましては、野球やサッカーなどスポーツ少年団が使用しているときでも、子どもたちが遊ぶ一定のスペースが確保されているとお聞きしております。

このように子どもたちの遊びの広場といたしましては、学校の校庭開放や子育て支援の一環として、幼稚園、保育園の園庭開放があり、このほかにも都市公園、児童遊園、開発広場がございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。今、教育委員会を通じていろいろ調査をしたということでした。私が前回質問した中で、ちょっと勘違いされている方がいらっしゃいました。私は一例を挙げないとなかなか実態が把握できないということで、たまたま私が居住している右田地域の実態を取り上げて質問をいたしました。これは市内全域に言えることなんですけど、今、核家族化がどんどん進んでおりまして、住宅が本当ラッシュしております。それで右田地域のほかに、調査されたということなんですけど、その他の地域で、例えばどこが住宅がたくさん増えて、子どもの遊び場に困っているというところがあるか教えてください。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 三原議員の御質問にお答えします。

現在、住宅が増えているところにつきましては、華城地区や中関地区が多く、住宅のほが増えております。私もそちらのほうの実態を見て回って、子どもたちが道路で遊んでいる状況を確認しております。

子どもたちの遊びの場所ですけれども、私が周辺の公園等を見たところによると、公園や広場等遊ぶところがありますが、遊んでいないという実態をまた確認しておりまして、広場や公園がよく子どもたちに伝わっていないというふうに感じたところです。

今後はそういうところの子どもたちに対して、マップ等で知らせていければというふうを考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 先ほどちょっと言われました、学校から文書を配付したり、保護者の方にもそういうふうに注意喚起されているということでしたが、それによってその効果はどうでしたか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 私の方からお答えいたします。

そういったいろいろ苦情があった場合には、プリントを配ったり指導してしておりますが、そのときには、しばらくの間は収まりますが、また期間を経た後に同じようなことのお話をいただくことはございます。

以上であります。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） そうですね。つまりたちごっこをずっと繰り返してるといのが実態だと思います。その原因は、今質問している中身だと思いますけど。

ところで先ほどの、まだ公園があるのに遊んでいない箇所がある、それは周知を図っていくという部長の答弁でしたが、ところで民家から離れた公園、つまり、日常、子どもたちが利用できる恐らく児童遊園ということになると思うんですけど、市内にはどのくらい何箇所あるか教えてください。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 市内の児童遊園につきましては、市内に22か所ございます。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 22の児童遊園があるということですけど、この児童遊園の推移と申しますか、それは計画的に整備されてきたと思うんですけど、最後に造られたのは何年ですか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 平成9年に多々良児童遊園を造ったのが最後となっております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ということは、平成9年からですから29年ですかね、その後全く児童遊園なるものは整備されてないということですが、これはもう事足りたということで整備されてないのでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 児童遊園が足りたから整備していないのではなくて、その後、開発広場などを整備したことで、ほかにできているということで、児童遊園のほうを整備しておりません。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） まあいいでしょう。今、開発広場って言われましたけれど、開発広場で子どもたちが遊ぶ姿を見たことがありますか。遊べるスペースですか。開発広場ってのはほとんどが草ぼ一ぼ一で、恐らく利用する人はいないということ、まあ今日このことじゃないんですからいいですけど、そこで今、児童遊園が近くにあるとおっしゃいました。今、現実、子どもたちの遊び内容はどのような遊びが多いか、多分調査されていると思いますので教えてください。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） ボール遊びや、縄跳び、そして、最近ではブレイブボードなどの遊びをされているというふう把握しております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） それで今、まだまだ使っていない公園が目立つということで、周知を図ると言われましたが、子どもたちは今、サッカーとかボール投げとかスケートボード、キックボード、鬼ごっこというのが主流だと聞いております。

さて、その、今22か所ある児童遊園、まだまだ遊びのスペースがあるけど、利用されていないという御答弁でしたけど、今言った遊び、児童遊園でできますか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） キャッチボールなどのちょっと危険を伴うものはできませんが、簡単なボール遊びはできるものと考えております。また、ブレイブボードなど路面が舗装してあるものについては、こちらの児童遊園ではできないというふうと考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 簡単なボール遊びって、どんな遊びですか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 親子で、昔でいう手まりのような形のボールで、遊ぶようなボール遊びは児童遊園できると考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 大変懐かしい言葉が出てきましたけど、児童遊園回ってみましたけど、ここでボール遊びをしてはいけませんとか、いろいろ書いてあります。利用できないんですね。子どもたちはボール蹴りとかボール投げとかってというのは大変好きなんですよ。だけど、手まりはあまりやるのは、私見たことはないんですけど、いらっしゃるんであろうと……。12月議会では、私の地域のことを言われたんだと思いますけど、吉敷児童遊園がありますよとお知らせをいただいたんですけど、ここもボール投げ等はいけないということになっております。

さて、いつだったですかね、東京で雪が降った際、子どもたちは喜んで元気にはしゃぎ回ったり、雪だるまを作ったりするシーンが、テレビで放映されていまして。この私たち

が住むところでは雪がめったに降らないので、いいなと思いながら見ていました。ところが、子どもたちは雪だるまを作ったりするだけではなく、皆さんも小さいときやられたと思うんですけど、雪合戦というものを始めました。何を放映されるのかなと思って聞いてましたら、その雪玉が車を直撃、それに気づいた持ち主が、家に防犯カメラをつけていたということで、その現場映像を警察署に持って行ったというニュースをやっていました。さて、ふと思ったんですけど、路上で遊ぶ子どもたちがボール投げやサッカーをやって、車や家にぶつけて傷つけたということになると、これはどのような対処に、対処と言うかどのような結果になるのか、私はちょっとよく分かりませんが、分かればちょっと部長教えていただけますか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） すみません。私も分かりません。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 子どものことですから、教育長さん。今、私、こういう事例を言いました。実際あるんですよ、こういうことが。そういう場合、どうなったかっていうのを、ちょっと教育委員会のほうにも報告があったと思いますので、ちょっと分かれれば教えてください。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 私もそのニュースを見ておりますし、そういう事例も今まで経験というか、して分かっております。

家のほうから被害届等とか出されれば、当然そういった器物損壊とかになりますので、その家庭の子どもと保護者がその家庭に行って、謝罪をするなりそれなりの賠償等も必要になるというふうに思います。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ですよ。今、教育長さんが言いました、謝罪されて、それで、修繕もされて、事なく済めば、それはよかったということで済むんですけど、前回、私言いましたが、注意すると親が逆切れするケースが多いということを申しました。これ実際にあるんです。最近では団地の中で犬を飼ったということで、その犬がほえると。犬がほえるのは当然だと私は思います。昔はいろんな家で犬を飼っていました。犬がほえる、別に気にもしませんでした。しかし、その犬が吠えるということでノイローゼになりそうだという訴えがありました。私はその犬を飼っている方に申し訳ないけどというお話をしました。その人も折り合いがよく、うまく対応していただきましたけど、犬の鳴き声も、

今駄目なんです。もっと遡って言えば、公民館で昔、夏休みラジオ体操やってました。それが突然、ラジオ体操がなくなりました。なぜかなと聞いてみると、近所の人からうるさいということで、それも、元子どもたちの指導に当たっている方が言われたというのでびっくりしました。それとか、夜勤でもう寝てるという方もいらっしゃるでしょう。まあ子どもの声は、私は好きですから、元気で遊んでるなって思えるんですけど、今の人たちは感に障るんです。私が一番心配しているのは、前にも言いましたけれど、それによって延長線で何かあったときに、じゃあどうするんですかということになるのではないかとこのことを心配しております。幸いに私たちの身近ではそういうことはあまり起きておりません。だから皆さんぴんとこないと思います。でもよそではたくさんあるではないですか。その大げんかになって傷つけた、殺害したとか、そういうことも実際起きてるわけなんですよ。つまり子どもの遊び場を私が求めているのは、それも一つ。そういうことも解消する、事前に、未然に防がなければということでこの質問をずっとしているんですけど。

ところで子どもは遊ぶのが仕事、遊びを通じて人間関係などをいろんなことを学ぶんだと昔から言われてきました。防府市教育委員会では「教育のまち日本一」を掲げて、様々な取組を実施されていますが、その中で子どもと遊びについてはどのように定義され、どのように取組をされているのかお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えいたします。

遊びは、自由で、非生産的で、目的を持たないものであり、安らぎやストレスの解消といった効果があります。本市では、目指すまちの姿に、「教育のまち日本一」を掲げており、教育を大切にするという防府のまち全体で子どもたちは見守られ、育っていきます。昨年策定した第2次防府市教育振興基本計画においては、基本目標を21世紀をたくましく生き抜く人材の育成としており、ここには、身体的なたくましさと精神的なたくましさを備えること、人と関わるためのコミュニケーション能力を備えることなどを含んでおり、これらは遊びから得るものも多いと考えております。現在、特に子どもたちにとって、ゲームが遊びの主流となってきている今、外で遊ぶことは健康的な体をつくるとともに、何人かで遊び方やルールを考えることなどは柔軟な発想力や想像力、社会性などを身につけるために大切なことであると考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。今、言われました、ゲームをする子がたくさん増えて、逆に大人たちは、もう外で遊べ、外で遊べって言うております。私

の子どもの頃は家におると叱られておりました。せわしいから外出えということで、外で遊んでいました。外で遊ぶことが親にとっては、あ、この子は元気なんだという一つのあかしでもあったような気がいたします。そこで人間の形成というか、そういうものに対しては、遊びは大変大切なものだということを、教育長さんが、今言っていただきました。現状の外で遊ぶ、身体的、健全か分かるということで、今、私がずっと質問しておりますが、遊ぶ場所がないということについて、どのようにお考えですか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今言いましたように、子どもたちが外遊びを通して学ぶことはたくさんあります。そのためには、子どもたちが自由に思いきり楽しんで遊ぶことができる場所が必要であると思っております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。名作「星の王子さま」の冒頭で、「おとなは、だれも、はじめは子どもだった」と、「しかし、そのことを忘れずにいるおとなは、いくらもない」と、子どもの頃、広場や田んぼを自由に駆け巡り、喜び、楽しみを味わった思い出は、おそらく皆様の中にはあると思います。その喜びを、楽しみを、ぜひ子どもたちに与えてあげたいということでこの質問を続けております。どうか、前向きに御検討いただくことを、そして、いずれという言葉ではなく、現実、現状に対応するのも、やはり施策であり行政であると思います。ぜひこのこともしっかり考えていただきたいと思いますが、最後に市長さん、お考えをよろしくお願いします。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 三原議員から子どもの遊び場についての御質問だったと思いますが、先ほどから教育長等も申し上げておりますけれども、遊び場の確保はありますけれども、実際、幼児であれば幼稚園の園庭開放、また小学生であれば校庭開放、また22の広場、そのほかに広場もございます。そうしたことと、いろんな事件等ありますけれども、そうした教育といたらおかしいですけれども、それらトータルでそういう事故が起きないようにしなきゃいけないと思っております。そうした中で、必要なところに必要なものがあるということ、また検討していかなければならない課題だと思っております。とにかくトータルで整備するだけでなく、いろんなものをして、教育とそういう現場等と一緒に、この問題は子育てに関することもありますから、総合的に取り組む課題だと思っております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。トータルというのは、一つ一つが重なってトータルということになると思います。その大きな一つが子どもの遊び場、広場ということだということをお伝えしてこの質問を終わります。

続いて、行政運用におけるドローン（無人航空機）の活用について質問いたします。

行政運用におけるドローンの活用について、特に災害時におけるドローンの活用、また、通常の行政各分野におけるドローンの活用のために導入をもう考えるべきだと思っておりますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の行政運用におけるドローンの活用についての御質問にお答えいたします。

私は市民の皆様の安全・安心を第一に新庁舎への最新の防災拠点機能の導入や、ウェブを活用した庁内の迅速な連絡体制の構築など、新たな技術も活用しながら、様々な防災対策に全力で取り組んでおります。議員お尋ねのドローンは、空の産業革命とも言われます新たな可能性を有する技術であり、危険な場所でも安全に空撮できるドローンの利点を生かして、近年特に災害時に有効活用されております。

本市では、既に災害発生時の対応にドローンを活用できるよう、私が市長就任して直後の平成30年7月の西日本豪雨災害を受け、翌令和元年9月に山口県産業ドローン協会と協定を締結させていただいております。

こうした中、昨年7月には静岡県熱海市の土石流災害におきまして、ドローンの映像により災害全体像の把握と活動方針の速やかな決定につながったとされております。これを受け、私は本市で発生した平成21年7月の豪雨災害も踏まえ、早期にドローンを導入すべきと考え、昨年末には山口県産業ドローン協会の会長にお会いし、ドローン活用についての御意見をいただきました。早速、この2月には消防本部及び防災危機管理課の職員に、協会主催の基礎的なドローン操作等に係る実施訓練を受けさせたところでございます。

新年度、航空法の改正に伴う国家操縦資格の導入などドローンを取り巻く環境は転換期を迎えます。また、消防庁におきましては、各消防本部へ災害対応ドローンの整備を推進していくとの方針を示され、新たな地方財政措置も講じられたところでございます。

こうした状況を踏まえ、本市ではドローン導入を急ぐこととし、新年度は国家資格の取得に向けて操縦者を育成するとともに、運用体制や必要な機種等について具体的に検討を進め、令和5年度の早期に消防本部へドローンを導入することといたしております。

また、議員お示しのとおり、ドローンは農業や観光など行政各分野で活用が広がってお

ります。具体的には本市におきましては、農業面では農業公社にドローンを整備し、農薬散布等で活用しているほか、観光面では観光振興のための空撮動画を作成するなど、ドローンを積極的に活用しており、今後一層、その活用が図られるものと考えております。

行政各分野へのドローン導入につきましては、導入時の課題や効率的な活用手法を民間事業者の持つ知識・技術を参考としながら検討し、必要な部署に整備してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 前向きな御答弁、誠にありがとうございました。少しドローンについて質問させていただきたいと思っております。

先ほど、市長さんの答弁の中に平成21年7月21日の豪雨災害ということが出ましたので、それをベースにちょっと質問させていただきたいと思っております。この災害では、関連死を含め、多くの方々が尊い命を犠牲にされました。

土砂災害において流されて行方不明になった方の捜索など、今振り返ってみるとドローンがあったならば、土石流などで立ち入りできない被災地も捜索が素早くでき、捜索、人命救助、また対応も敏速にできたのではないかなと、今思う次第でございます。そこで、まず災害現場において捜索や人命救助などの先陣の任務を担われる消防長にお尋ねをしますが、平成21年における立ち入りが困難だった被災地、現場への進入はどのように対応されてきましたかお尋ねします。

○議長（上田 和夫君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えいたします。

平成21年豪雨災害時には、ほぼ同時時間帯に勝坂、真尾地区において大規模な土砂災害が発生したことから、市の消防力のみでは対応困難な状況となり、他市消防本部への応援を受けるなどしまして対応しております。発生当初、情報の錯綜等により被害状況の把握が困難であり、勝坂、真尾地区においては被害が広範囲であったことから、全体像を把握するまでにかかなりの時間を要したということです。

また、人が入れない場所の対応につきましては、隊員の安全確保を最優先としまして、ぬかるんだ場所においては、コンパネ等を使用して足場を作りながら救助、捜索活動を実施いたしております。このようなときにドローンがあれば、早期に状況把握、活動方針の決定等ができたのではないかと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 私も当時いろんな箇所に行ってみました。消防署員の方、また消防団の方、大変御苦労されて、いわゆる人力で進入しなければどうにもならないと、コンパネも私は見ました。コンパネを敷かれて重機を持ってきて、それがかき分けてという作業であったかと思います。先ほど、消防隊員の安全を第一にと言われました。それで考えると、災害現場での捜索等においては、2次被害の危険が大変懸念されますが、ドローンの活用によって随分これが軽減されるのではないかなと考えておりますけどいかがでしょう。

○議長（上田 和夫君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 今、御質問にお答えいたしますが、三原議員の言われたとおり、人の入れない場所でもドローンにおいて現状が把握できるということに関しましては、2次災害の危険もかなりというか、すばらしく軽減できると考えられます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） それで災害現場だけではなく、火災現場にもこれがまた活用できると思います。上空からの消火剤の散布や、例えば2階、3階などの高層建物について火災時に中に入って、上がるわけにはわけにはいきません。これドローンを活用すれば、その中の様子も十分確認でき、大変私は助かるのではないかと思います。今現在は、高層の中にいらっしゃる人等の確認はどのようにされておりますか。

○議長（上田 和夫君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 質問にお答えいたします。現在、高層ビルでございましたら、はしご車をつけまして、はしご車による目視での確認等を行っております。また、もっと高い建物になりますと、今度は県防災のヘリコプターがございます。こちらのヘリコプターからも情報提供いただくということになっております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ヘリコプターだと危険がまた伴う、状況によってはなかなかそこまで近づけないということもあります。それで、先ほど市長さんのほうから令和5年度に早期の導入を考えているということでありました。それで、確か総務省が緊急災害減災事業による交付税の措置を打ち出していますがその内容を教えてください。

○議長（上田 和夫君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えいたします。

有利な財政措置といたしますのが、緊急防災・減災事業債と申しまして、100%起債充当の70%が交付税で措置されるというものでございます。調達費用につきましては、こ

の起債を使用するかどうかにつきましては、財政当局において検討することになりますが、消防本部といたしましては、市民の安全・安心に直結するものでございますので、このような措置が例えなくとも導入に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。大変な意気込みだということをおっしゃっております。先ほどスケジュール、消防本部としての準備につきましては、冒頭市長さんのほうから御説明がありましたが、改めてもう一度スケジュールについてお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） 消防長。

○消防長（米本 静雄君） 御質問にお答えします。市長の答弁にもございましたが、令和5年度早期の運用開始に向けまして、令和4年度につきましては、ドローン操縦者の育成、運用体制などについて具体的に検討を進めるとともに、国が実施しておりますドローン運用アドバイザーによる普及啓発事業によりまして、ドローン運用アドバイザーの派遣を受け、ドローン運用方策、災害現場での活用事例、実機での実演などを行っていただきまして職員のドローンに対する教育等を行い、導入後すぐに運用できるような体制づくりを行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） それで今、災害現場ということでお尋ねしました。私が素人的に考えるのですが、災害の復旧や復興においてもドローンは活用できるのではないかなと思っております。例えば、復旧・復興に当たって国などに対しての災害現場の被害状況について、査定設計書を作成して提出することになっていると思うんですけど、このドローンの活用によって先ほど言われました人力が省かれるということで、大変スピーディーにその対応が図れると思えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 御質問にお答えします。

三原議員、御指摘のとおり災害復旧においては、このドローンを活用することによって、スムーズな災害復旧の設計書ができるものと考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 確か聞き取りのときには、先ほど市長も言われた県の産業ド

ローン協会ですか、というのを提携をしていると言われましたし、確か聞き取りのときに、防府市も今言った部分については、業者に委託する考え方でいるということをちょっと聞いたような気がするんですけど、他にも何かそういうドローン使用について協定を結んでいることがあるんですか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（熊野 博之君） 御質問にお答えします。ドローンの関係の協定につきましては、ほかにはございません。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） これは違うのかな、災害時の応急対応業務に関する協定とは違うんですか、この協定先が山口県建設業協会防府支部ということになっていますが、これは災害時の復旧の作業という部分、ドローンとは関係ないということですか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） こちらのほう、建設業協会と協定を結んでいるもので、今、建設業協会のほうもドローンのほう、たくさん持っております。それをまた、災害時には活用できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ちょっと確認です。先ほど市長が言われた産業ドローン協会と提携を結んでいると、災害時に例えば今、消防のほうには令和5年と、災害はいつ起こるか分かりません。例えば今起こったとして、そのドローンが必要なんだっていうときは、これはどういうふうに対応されるわけですか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） ドローン協会とその点について話したところ、協会で足りない分については、ほかの支部からも応援を持ってきて、ドローンの、だいたい必要なものは確保できるだろうということで、協会の方と今、話をしております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） すみません。僕は頭が悪いもので。だから対応はできるということですね。今例えば災害が起きた場合、今、市にはありませんわね。だから今起きた場合でも、そのドローンの利用は対応できるということでもいいですか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えします。ドローン協会等の協定を結んでおります。それは、災害時にはお願いするということで、まだ、技術の操縦者等もいませんので、そういうものにはお願いするということで、当然進めているところでございます。建設業協会につきましても、そのときはお願いするということで、そういうこともできるんですけども、安全・安心の観点から、それが100%ってことはございませんので、このような災害になったときに行政自らもということで、安全・安心は二重にも三重にもかけてく、ドローンの活用についてもセーフティーネットというか、そういうものを考えながら、災害等に遭ったときに、より早くするためには、そのときは総動員していかなければいけないと思っています。そうしないと、行政だけでは台数も非常に多くのもを持たなきゃいけないとそういうこともありますので、そうした中で安全・安心のセーフティーネットということで、今、協定を結びながら、また自らも今回、導入に向けて取り組もうとしてるところでございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 分かりました。次の質問ですけど、ちょっとこれは素人としての考え方ですから、素人として聞いていただきたいと思います。

ほかの活用としまして、例えば固定資産税の評価替えのときに必要になる航空写真、かなりの金額が掛かっているんじゃないかなと思ってんですけど、そういうものに活用できないのかなと思っていますが、いかがでしょう。今、航空写真を委託されていると思うんですが、どのぐらいかかるのか、それと活用は可能なのかどうなのかお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） ドローンの活用でございます。まず、技術的な問題でございますけれども、まあ不可能ではないと聞いております。けれども市内全域を撮影する必要がございますので、現時点では撮影の高度、それから航続距離の面でドローンよりも航空機による撮影のほうが効率的であるというふうに言われております。今、費用が航空写真を飛ばして2日間ぐらいで撮るんですけども、大体2,000万円弱かかっております。ドローンでも技術的には撮れるということなんですけど、高度が低いものですから莫大な数の写真になります。写真の撮り方もこう重ね合わせでいきますので、すごい枚数になります。それをつなぎ合わせていわゆる地図として処理するんですけど、そうなりますと費用が10倍ぐらいかかるんじゃないかっていうふうに言われております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。2,000万円もかかっているんか

など思いました。いずれはもっともっとドローンの技術も向上して、やはり自前でということになると私は思っております。まあ写真も組み合わせると思いますが、これはコンピューターでどんどん処理ができる、今の現状を考えると当然できると思っておりますので、またそういう視野にも目を向けていただきたいと思います。

さて、皆さん御存じと思いますが、美祢市では民間企業と連携し、ドローンを使った食料品などの配送実験を始めました。進展する高齢化の中で日常の買い物が困難な将来的な買い物難民と言いますか、将来的な不便さが懸念する中でドローンの技術によって課題解決を目指すというものとありました。同様に災害においても、陸地が遮断された状況やヘリコプターなど着陸できない状況においても、ドローンを活用することで資材の運搬が可能です。輸送用のドローンであれば、私はびっくりしたのは5キロから200キロの積載量を持っており、多くの物資を素早く現場に運ぶことができるそうです。もうどんどんそれが進んでくるんだなということを、この美祢市の実証実験のニュースを聞きながら思いました。当然災害時だけではなく、もっともっと視野を広げて、多くの分野において行政における活用をさらに加速的にスピード感を持って検討すべきだと思っておりますが、最後に市長さん、心意気を。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 美祢市の取り組み、実証試験については私も承知しております。美祢市さんのその実証試験のこともしっかりと伺いしながら、また、議員もおっしゃった、先ほども申し上げた空の産業革命というか、急速に今、進歩しております。先ほど令和5年にやると言いましたけど2年後になったら、来年度はまたどういうものがあるかも分かりません。本当にどのような役割か分かりませんが、しっかりとこれが行政サービス全般に生かされるよう、また安心・安全に生かされるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。本当、今、市長さん言われたように急速にいろいろ変わっているなっていうのがびっくりします。先般、テレビで見ているとドローンが通過する空の道、いわゆる新たなインフラ整備が、これあの構想じゃなくてもう既に事業化して進んでいるというのをテレビでやってみました。私はそれを見てびっくりしました。もう道路を整備する必要ありませんということを、その事業者の方が言ってらっしゃいました。かなり進んで何本かその道ができています。もうそこまで来てるんだなというので、びっくりした次第でございます。近い将来、私がいるかいらないか分かりませんが、空飛ぶ自動車を目にする時代が必ずやってくると思います。先ほど市長さんも

しっかり取り組んでいくという姿勢でございますので、ぜひ遅れないよう対応、対策をしっかり取っていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、11番、三原議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、4番、吉村議員。

〔4番 吉村祐太郎君 登壇〕

○4番（吉村祐太郎君） 会派「敬天会」の吉村祐太郎でございます。

それでは通告に従いまして、情報インフラの整備についてお伺いいたします。

令和2年12月にも質問させていただきましたが、スマートフォンやタブレット端末が当たり前となっている中において、無料で通信ができるWi-Fi環境は不可欠なものと考えております。今では通信技術の進化により大容量のデータ通信が可能となっており、インターネット上にあふれる様々なコンテンツを楽しむことが可能となっています。そうした中で市民の方の中には経済的理由からデータ無制限の契約ができず、また、自宅にWi-Fi環境がないためにほかの地区のWi-Fiがあるコンビニに行くなど残念な思いをされている方がたくさんいるのではないかと考えています。今やWi-Fi環境は情報化が進んだ現代では、電気、水道、ガスと同じく当たり前存在する社会的インフラであることから、全ての市民がなるべく平等にインターネットを利用できるように、特に市有施設には率先して整備していくべきだと考えております。

今回の議会では、ついに議場内にWi-Fi環境が整備され、絶滅危惧種となる運命である紙媒体の議会資料とともに電子媒体の資料が配付され、タブレット端末を利用したペーパーレス議会の実現に大きく前進し、大変うれしく思っているところでございます。議員の皆様もデジタル化による利便性の向上を肌で感じていらっしゃるのではないかと考えています。

そこで、今回1点だけお伺いいたします。情報インフラとしての公共施設へのWi-Fi整備についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 4番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 吉村議員の市内の情報インフラについての1点の御質問にお答えいたします。

私は、市のデジタル化を推進するに当たり、デジタル技術の活用による誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指しているところでございます。その目的を達成するた

め、デジタル化の基盤となる情報通信インフラの整備が重要であると考えています。本市におきましては、今年度、第5次総合計画の行政経営改革の一つとして掲げる、行政のデジタル化を積極的に推進するため、昨年4月に、私を本部長とするデジタル推進本部を立ち上げました。

また、専門的な知識や経験を有する民間人材を任用するなど、デジタル推進体制を強化するとともに、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進を積極的に進めるなど、住民サービスの向上につながるデジタル技術の活用について取り組んできたところでございます。

そうした中におきまして、議員御案内のWi-Fi環境の整備につきましては、インターネット接続の利便性がもたらす行政サービス向上の観点から、重要インフラとして位置づけ、文化・スポーツ施設や観光施設を中心に整備を進め、昨年12月には防府市図書館にも設置を行ったところであります。さらに、新年度予算におきましては、吉村議員をはじめ多くの議員の皆様から御要望のございました、公民館へのWi-Fi環境の整備とともに、遠隔相談システムの導入や高齢者を対象としたスマートフォン教室の実施のための予算を計上致しております。

このように身近な公民館の機能強化に取り組み、地域住民の皆様が住み慣れた地域で暮らし続けるための環境を整備することといたしております。

加えて文化福社会館の講座機能が移転するルルサス防府においても、講座や自習室として利用できる交流室や、憩いの場として提供するオープンスペースにWi-Fi環境の整備をすることといたしております。アスピラート、図書館等と一体となったこの笑顔満開通りエリアを中心に、にぎやかで魅力のある街なかの創出に取り組むこととしております。

現在、国におきましてはデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタル基盤の整備をさらに推進することとなっております。市におきましても、国・県と連携しながら市民の皆様方が誰一人取り残されることなく平等にデジタル化の恩恵を享受できることで、地域にしながら充実した暮らしを送ることができるよう、情報インフラの整備を含め、しっかりと防府市のデジタル化に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 吉村議員。

○4番（吉村祐太郎君） 御答弁ありがとうございました。大変スピード感を持ってやっていただいていますことを感謝申し上げます。ですが、誰一人も取り残さない範囲で、今後もっともっとアクセルを踏んでスピードを出していただきますよう、強くお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 以上で、4番、吉村議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、16番、藤村議員。

〔16番 藤村こずえ君 登壇〕

○16番（藤村こずえ君） 会派「自由民主党」の藤村こずえです。

通告に従い、都市計画道路松崎植松線の整備についてお伺いいたします。本日は、議長の許可を得て地図を御用意させていただきました。このことにつきましては、6回目の一般質問になります。

令和4年度施政方針において、市民の安全・安心の観点から防災拠点や医療拠点などをつなぐ新たな道路網、防府・未来へのネットワークの構築に向けて、華城小学校周辺道路の設計や測量などを進めてまいりますとありました。いよいよ都市計画道路松崎植松線の整備が動き出すことに、市長をはじめ執行部の皆様に地元市民の声を受け止め御理解いただけたことにまずは感謝申し上げます。ありがとうございました。

少し振り返ってみますと、初めの質問は平成27年3月、私が議員になってから地元の声として一番多く聞かれたのが、華城小学校、正門北側の通学路についてです。市道三田尻西浦線は華城小学校、華城幼稚園、華城保育園、桑山中学校を連絡する華城地区の主要な通学路であり、加えて多くの通過交通が発生する幹線道路ともなっております。一方で、両サイドには家屋が立ち並び、危険を除去するための道路拡幅は現状では困難です。そこで、都市計画決定されている南側の都市計画道路松崎植松線を早期に整備することで、その通過交通を排除し、安全・安心な道路環境の整備につなげていただきたいといったことを訴えさせていただきました。

平成28年12月の2回目の質問では——地図では赤いところですけども、完成した途中までの道路の供用開始後、市全体の広域的な幹線道路としての交通の流れが大きく転換され、通過交通が市道三田尻西浦線に流れ込み、以前にも増して交通量が増えたことから、青果市場までの残区間の整備が急務と考えますが、残区間1.2キロメートルの整備については、相当数の家屋移転に時間と財源を要することから、早期事業化が現実的ではないのではないか、せめて、華城小学校を通り過ぎて、市道小徳田野地線まで380メートルについて、都市計画道路松崎植松線を延長し、そこから北に向かって道路整備されれば交差点から北側の2車線道路にスムーズに連絡でき、今の不完全なネットワークが大きく改善されるのではないかと提案をさせていただいたところでございます。

地図上ではL字になるこの道路整備は、市全体としても新田、三田尻付近から西側に移動する際、最も交通量の多い八王子付近を通らず、植松、西浦、大道方面に行ける最短

ルートとなり、華城地区を通過するためだけに通る通過交通が、華城小学校北側の通学路を通らないことから、児童・生徒の安全・安心はもとより安全な生活道路として現状では最善の案であると、提案をさせていただきました。

3回目からは池田市長へ、平成30年の7月、令和元年6月、令和2年9月と、様々な角度からこの道路整備について訴えさせていただき、令和2年9月には事業について明確な御回答をいただいたところでございます。

さらに、令和3年から5年間の第5次総合計画「輝き！ほうふプラン」において、令和3年度、4年度で測量、設計となっており、新年度の予算資料にも予算が計上されています。

市長のスピード感に地元住民から多くの期待の声があることをここでお伝えさせていただきます。

そこで、お伺いをいたします。いよいよ事業着手で第一歩を踏み出すこととなります。道路計画につきましては、令和4年度の設計の中でお考えになるところでしょうか、華城小学校沿いの小徳田野地線の道路拡幅についてどのような基本的な考えの下、計画をされるのか。

御存じのとおり、華城小学校は児童数が年々増えグラウンドも手狭になっております。また、グラウンド内には、留守家庭児童学級があり、道路をグラウンド側に拡幅した場合、留守家庭児童学級の建物が支障になるのではないかと、そうなれば、留守家庭児童学級をどこに移転するのか、道路整備による影響も少なからず発生いたします。

そうした中、新年度予算に華城小学校増築についての予算が計上されております。教室不足のため華城小学校の増築に向け、道路拡幅等を踏まえた将来構想の検討とありますが、道路計画と華城小学校増築計画との整合が非常に重要になってまいります。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

- 1点目、道路の整備をどのように考えておられるのか。
- 2点目として、学校用地にも影響があるのではないかと。
- 3点目として、華城小学校との増築との連携はいかがかと。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 16番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（池田 豊君） 藤村議員の都市計画道路松崎植松線の整備についての3点の御質問にお答えいたします。

私は市長就任以来、毎朝家の前に立ち、登校する児童を見守る中で、子どもたちが安全で安心して通学できる環境の整備が大事だと改めて強く感じております。そうしたことから、

子どもたちの安全・安心を確保するため、小学校に入学する児童に通学用かばんをお贈りすることとし、本議会に予算を計上させていただいたところでございます。

また、道路整備において特に子どもたちの通学路の交通安全対策が最優先であると考えており、総合計画におきましては、子どもの交通安全対策を重点プロジェクトに位置づけドライバーに注意を促すキッズゾーン、スクールゾーンの整備をはじめ、通学路のカラー舗装や、小学校周辺の信号機のない横断歩道のカラー化を実施しているところでございます。

こうした中で、華城小学校周辺道路である都市計画道路松崎植松線、市道小徳田野地線の整備につきましては、これまでも藤村議員から子どもの安全・安心の観点から再三にわたり御質問をいただいたところでございます。私も現地を訪れる中で子どもの安全を確保するため、また華城地域における渋滞解消のため、この道路整備が必要と判断し、令和2年9月議会において藤村議員の一般質問に対し、早期整備に取り組んでまいりたいと御答弁申し上げ、総合計画にも位置づけたところでございます。

そうした中で、まず1点目の道路の整備をどのように考えているかについてです。

この道路は華城小学校の通学路として、安全・安心はもとより、華城地域の渋滞緩和や活性化につながるものです。さらには、防府北基地東道路を含めた市の中心部と南部とを結ぶ幹線道路としての役割も果たすものとなります。

整備の内容といたしましては、安全・安心の観点から2車線とし、その両側に歩道を設置することとしております。

令和11年度の完成を目指し、着手したところでございますが、華城小学校の改築事業も令和11年度から実施する必要性も生じたことから、工事を急ぐこととし、1年前倒しして令和10年度の供用開始を目指すことといたしました。

このため、新年度におきましては詳細設計に加え、用地取得も進めることといたしております。

次に、2点目の学校用地への影響及び3点目の華城小学校の増築との関係についてです。

華城小学校西側に隣接する市道小徳田野地線の拡幅整備に当たっては、子どもの安全・安心の観点から道路を直線にする必要があります。このため、華城小学校には十分な敷地がない中で十分なグラウンドの広さが確保できず、また留守家庭児童学級棟を移転する必要が生じてきます。直線にすることによりまして、学校敷地にかなりの部分がかかるということでございます。

また、華城小学校では、令和11年度の校舎の改築事業に伴い、大規模な仮設校舎が必要となり、令和5年度には児童数の増加に伴うプレハブ校舎を建てる必要がありますが、

これらの用地の確保は現在の敷地内では困難な状況であります。

このような状況の中で、留守家庭児童学級棟の移転や将来の改築などに対応していくためには、近隣に土地を求める必要があると考え、現在候補地を検討しているところでございます。

候補地につきましては、児童・生徒の安全・安心な学習環境となることを第一に華城地域の活性化にもつながるようになればと考えております。

華城小学校周辺の道路の整備につきましては、校舎の改築などが控える中、非常にタイトなスケジュールとなります。このため、地域の住民の皆様の御協力なくしては成し得ないプロジェクトでございます。全力で取り組んでまいりますので、市議会議員のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 16番、藤村議員。

○16番（藤村こずえ君） ちょっとビッグプロジェクトをお伺いしまして驚いております。御答弁いただきましてありがとうございます。

また、市長自ら見守り活動をする中で、まずは児童の安全の確保のため通学路の安全対策を最優先課題として、早急に取り組まれていること大変ありがたく思っております。ありがとうございます。

学校の敷地内にかなりの影響があるという御答弁でした。学校の敷地側を拡張するという事で、そうすると確実に現在の留守家庭児童学級の2教室は、まず移転しなければならない。そして、学校の改築の話も出ましたが、令和元年の6月に学校環境についての一般質問の際に、華城小学校の改築計画についてお伺いをさせていただきました。そのときにも、今の華城小学校の状況を伝えさせていただいて、御理解いただいたものと感謝いたしております。年々児童が増加し、特別教室も普通教室として使っていること、また平成27年に増築した北校舎内にも2つの留守家庭児童学級があり、現在4つの留守家庭児童学級がもういっぱいであること。校舎は昭和47年から49年にかけて建築され、築年数は48年から50年ということで、学校施設長寿命化計画によると目標使用年数としても、あと10年は使いたいということですが、それが令和11年に改築ということで御決断をいただきましてありがとうございます。

華城地区は今も宅地化がどんどん進んでおまして、今後も児童数が増え続けると予想されております。そこで、現在の学校敷地内での確保が難しい。近隣に用地を求める必要があると、そして現在候補地を検討しているというお話を伺いました。

ここからは、私の勝手な華城の未来予想図なんですけれども、近隣の土地で大きな土地

といいますと、華城小学校の向かいの J A 敷地が一番に思いつくわけであります。その J A の敷地、華城地区では平成 27 年に公民館の建て替えの要望書も出させていただいております。当時は老朽化と手狭であることから建て替えをお願いしたわけなんですけど、公民館を現在地に建て替えた場合は、北側から一方通行の道沿いで、南側からは J A の敷地内を通る必要があり、地域の避難所としても、講座に通うにしても、あまり適した場所ではないと考えます。そこで、J A 敷地であれば、校舎の建て替えも可能ではないか、そして増築したプレハブ校舎も可能ではないか、また、留守家庭児童学級そして公民館の建て替えなども可能となるような大きな敷地があるなというふうに勝手に考えております。

そしてもう 1 つ、学校の東側にある消防団の倉庫ですね、これも、なぜあんな狭い道沿いに消防団の倉庫があるのか、ずっと気になっていたことの一つなんですけど、倉庫は消防車の 1 台が入っていてそれがもういっぱいです。倉庫の道具を片づける団員さんが、道路に出ないように作業されている姿を何度も見かけております。今の場所は適しているとは言えないので、ぜひそういった大事な場所も移していただきたいなというふうに思っております。

J A の敷地は大変広大ですし、現在の公民館敷地も合わせれば十分に学校や公民館、消防団の倉庫、また地域の大事な施設が機能的に配置することも可能となり、地域の核としての役割を果たす拠点となり得るのではないかとというふうに考えております。

今回のこの都市計画道路松崎植松線と小徳田野地線の、この道路整備は 1 本の道路整備ではありますが、これを転機として近い将来を見据えた華城地域のまちづくりにつながる大変重要な道路整備であると考えております。

地元議員としても、同僚議員とも一緒に精一杯応援させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 以上で、16 番、藤村議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3 月 24 日午前 10 時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、午後 1 時から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は全員協議会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午前 11 時 40 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 9 日

防府市議会議長 上 田 和 夫

防府市議会議員 山 田 耕 治

防府市議会議員 吉 村 祐 太 郎